



令和5年度第2回神奈川県在宅医療推進協議会リハビリテーション部会
資料2

協議事項：第9期かながわ高齢者保健福祉計画における
「地域リハビリテーション支援体制の推進」の計画案について

神奈川県 福祉子どもみらい局 福祉部 高齢福祉課
令和6年2月13日

目次：

1. 第9期かながわ高齢者保健福祉計画の概要
2. 協議いただきたいこと
3. 計画案をふまえた今後の施策案について

1. 第9期かながわ高齢者保健福祉計画の概要

1. 第9期かながわ高齢者保健福祉計画の概要

高齢者保健福祉計画とは

高齢者が住み慣れた地域において、健康で自立した生活を送ることができるよう、中長期的な視点に立ち、地域包括ケアシステムの推進や介護サービス基盤の整備など、これまでの施策の実施状況、新たな課題を踏まえて改定を行っています。

記載内容及び計画期間

老人福祉法及び介護保険法に基づく法定計画である「都道府県老人福祉計画」及び「都道府県介護保険事業支援計画」を一体化したものとします。

2024年度(令和6年度)から2026年度(令和8年度)までの3年間とします。

現行の第8期高齢者保健福祉計画の計画期間が令和5年度末までとなっていることから、**令和6年4月をスタートとした第9期高齢者保健福祉計画を、令和5年度中に策定する必要がある。**

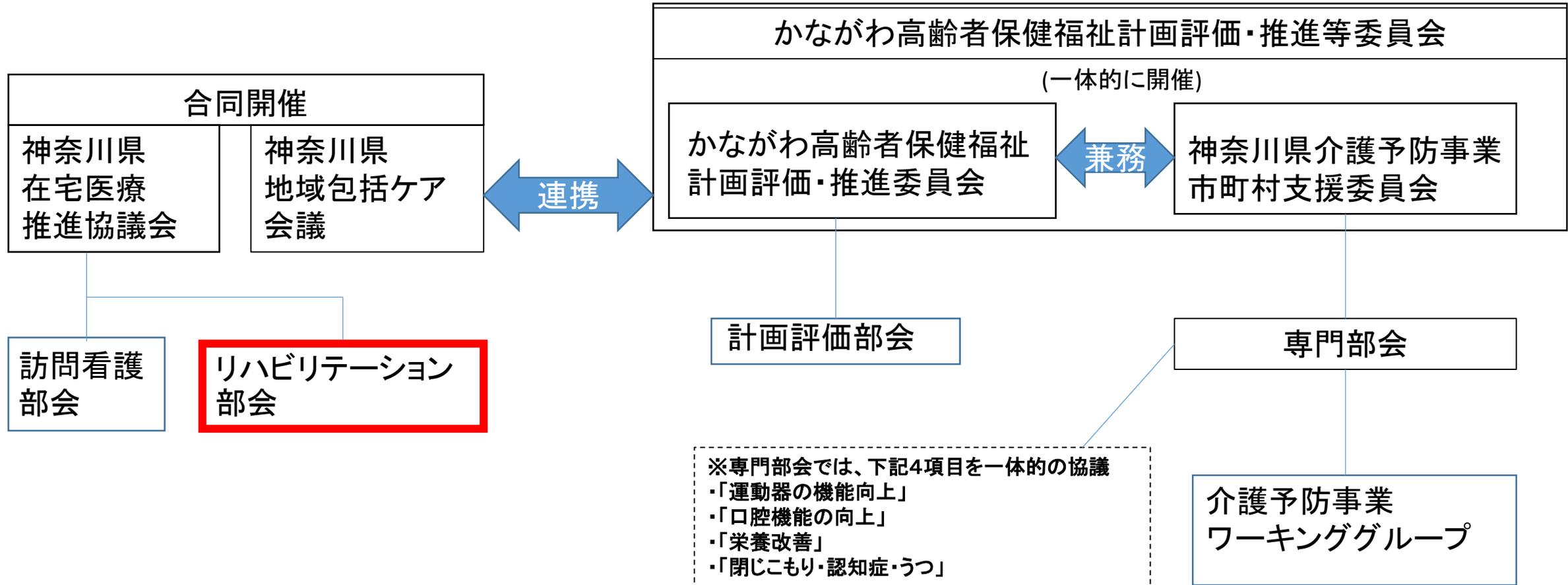
1. 第9期かながわ高齢者保健福祉計画の概要

計画の構成

第1節 安心して元気に暮らせる社会づくり	柱1 地域包括ケアシステムの深化・推進 柱2 高齢者の尊厳を支える取組の推進 柱3 安全・安心な地域づくり	【構成施策⑥】 地域リハビリテーション支援体制の推進
第2節 いきいきと暮らすしくみづくり	柱1 未病改善の取組の推進 主要施策2 健康寿命の延伸に向けた未病改善等の取組 柱2 社会参画の推進 柱3 生涯にわたる学習・スポーツ・文化活動の推進	
第3節 認知症とともに生きる社会づくり	柱1 認知症施策の総合的な推進	
第4節 介護保険サービス等の適切な提供	柱1 介護保険サービス等の適切な提供 柱2 保健・医療・福祉の人材の育成、確保と資質の向上 柱3 介護サービス提供基盤の整備 柱4 介護現場の革新	

1. 第9期かながわ高齢者保健福祉計画の概要

検討会議について



1. 第9期かながわ高齢者保健福祉計画の概要

改定スケジュール

委員会：かながわ高齢者保健福祉計画評価・推進等委員会

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
フェーズ	方向性の検討				骨子案	改定計画(素案)			パブコメ	改定案			スタート
委員会					計画評価部会①			計画評価部会② 委員会①			計画評価部会③ 委員会②		
会議			在宅医療推進協議会 地域包括ケア会議						介護予防事業市町 村支援委員会専門 部会		在宅医療推進協議会 地域包括ケア会議		
議会			6定(計画改定 について)			9定 (骨子案)			12定 (素案)			2定 (改定案)	

2. 協議いただきたいこと

2. 協議いただきたいこと

第2節 いきいきと暮らすしくみづくり 柱1 未病改善の取組の推進

主要施策2 健康寿命の延伸に向けた未病改善等の取組

構成施策⑥ 地域リハビリテーション支援体制の推進

○ 高齢者が健康でいきいきとした生活を送ることができるよう、生活機能の低下が疑われる状態になった場合、早期に状態の改善や重度化の予防を図っていくことが重要であるため、要支援者や要支援者・要介護になるおそれのある人に対して、地域リハビリテーションによる未病改善の取組を進めます。

○ 2022年度(令和4年度)と2023年度(令和5年度)に実施した地域リハビリテーションに関する実態把握のための調査結果を踏まえ、地域においてリハビリテーション専門職、その他関係職種を活かした自立支援に資する取組が進むよう、リハビリテーション専門職の派遣体制の充実を図ります。

※第8次神奈川保健医療計画 第2部第4章第6節「地域リハビリテーション」の計画案と同様の内容

3. 計画案を踏まえた今後の施策案について

3. 計画案を踏まえた今後の施策案について

前回のリハビリテーション部会(9/19)

介護予防市町村支援委員会専門部会(12/7)

で意見をいただいた

⇒施策への反映を検討

3. 計画案をふまえた今後の施策案について

主な意見(団体等)	意見の内容	事業名	内容
理学療法士会 作業療法士会 言語聴覚士会 歯科衛生士会 栄養士会	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ごとの派遣実施 ・多職種連携が効果的 ・地域貢献として関わる ・派遣依頼窓口の整備が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村介護予防担当職員等研修会 ・専門職員等派遣事業 ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施における通いの場への伴走支援事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・職能団体の地域ごとの担当者の専門職と市町村とのグループワークを実施する研修会を行う。 ・市町村と専門職を結び付けるための支援を実施する。
慢性期医療協会 病院協会	<ul style="list-style-type: none"> ・専門職不足 ・地域リハビリテーションの取組数が不足 ・住民参加型の事業がよい 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村介護予防事業支援のための人材育成事業 ・地域包括支援センター職員等養成研修事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア人材や専門職の人材育成研修を行う。 ・地域のボランティア人材の育成に専門職が関わる。
市町村有識者 住民代表	<ul style="list-style-type: none"> ・病院・施設等の地域貢献と連携する ・事業の理解促進、担い手の増加が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮)市町村の地域リハビリテーション活動支援事業への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・調査結果を更に分析し、地域貢献に意向のある病院・施設等を洗い出し、市町村とつなげるための方策を検討する。 ・地域貢献というアプローチで病院・施設等に協力を依頼する。

<参考> 介護予防市町村支援委員会専門部会の概要

項目	内容
介護予防市町村支援委員会 専門部会の趣旨、 内容	専門的な見地から、介護予防委員会の所掌事項の円滑な協議を図ることを目的として設置する。部会は、「運動器の機能向上」、「口腔機能の向上」、「栄養改善」、「閉じこもり・認知症・うつ」を一体的に協議する。
所掌事務、構成員等	<p>(1)介護予防関連事業の事業評価に関すること (2)介護予防関連事業に関するその他必要な事項について、調査及び検討を行う。</p> <p>部会の構成員は、介護予防委員会の指定する介護予防委員会の委員及び介護予防に関する団体等の関係者(医師会、歯科医師会、リハ三団体、歯科衛生士会、栄養士会、有識者、市町村職員、保健福祉事務所職員)</p>
令和5年度介護予防市町村支援委員会専門部会の次第 令和5年12月7日開催	<p><報告事項> (1)市町村介護予防事業支援のための人材育成事業 (2)高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施における通いの場への伴走支援事業 (3)地域包括ケア推進事業における専門職員等派遣事業 (4)県内市町村の地域リハビリテーション活動支援事業の取組の状況</p> <p><協議事項> 本県における今後の地域リハビリテーション活動支援事業について</p>